

箕面市立桜井・牧落駐輪場指定管理者候補者の選定結果について

選定会議の開催状況

1. 開催日時：平成 29 年 11 月 1 日（水曜日）午前 9 時から 10 時
2. 開催場所：箕面市役所本館 2 階特別会議室
3. 構成員
 - ・北村清（総務部副部長）
 - ・村田尚記（健康福祉部副部長）
 - ・半沢芳寛（市民部副理事）
 - ・藤田豊（みどりまちづくり部副部長）
 - ・小山郁夫（地域創造部副部長）
4. 事務局：地域創造部交通政策室

選定結果について

指定管理者の候補者

- ・公益社団法人箕面市シルバー人材センター

選定会議の議事概要について

（1）開催主旨

- ・駐輪場について、昨年度の定期監査において、指定管理制度の導入を検討するよう指摘されており、検討の結果、現在も業務の大部分が委託で、残りの一部分も委託可能であると整理できたことから、指定管理への移行にあたり必要な手続きを行うものである。
- ・9月議会において、指定管理移行に必要な駐車場条例の改正を行っている。
- ・また、駐輪場は、現在、随意契約（地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号）により管理業務を公益社団法人箕面市シルバー人材センター（以降「シルバー人材センター」）に委託しており、指定管理制度を導入しても、高齢者の安定した雇用を確保するため、シルバー人材センターを候補者として 12 月議会に提案する予定である旨、説明している。

（2）選定方法

- ・これまで、コミュニティセンター 13 施設、医療保健センター、医療保健センター分室、多世代交流センター、小野原多世代地域交流センター、多文化交流センターにおいて、非公募として指定管理者を指定している。
- ・小野原多世代地域交流センターについては、シルバー人材センターが指定管理者となっている。
- ・箕面市立駐車場条例第 7 条第 1 項第 2 号の規定による指定管理者を指定しようと

する者を市長が自ら選定する方法によりシルバー人材センターを選定し、同第3項の規定に基づき、シルバー人材センターからの事業計画書等が提出されたため、同第4項の規定に基づき、本会議において、審査いただき候補者として選定してよいか検討いただく。

主な質疑について

提案金額について

- ・質疑、意見は特になし

団体そのものに関する事項

- ・業務仕様書において、労働基準法、労働安全衛生法ほか労働関係法規の遵守とあるが、労務管理の規定等に関する、内容の確認を行うこと。
- ・現在のシルバー全体の収支状況が確認できる資料は。
- ・施行規則に記載された指定手続きに必要な書類も整っており、適切である。

施設管理に関する事項

- ・災害等に対応するための危機管理マニュアルも適切であり、施行規則に記載された指定手続きに必要な他の書類も整っており適切である。

提案内容(事業計画)に関する事項

- ・現在の駐輪場管理業務委託内容の変更は考えていない。市が行っていた経常費に関する支払いなども指定管理者の業務となる。
- ・事業計画書に施設の運営、維持管理方針についても記載されているが、人員体制については、危機管理マニュアルにおいて、「責任者及び体制」は記載されている。施設に配されるシルバー人材センター会員の体制は、現業務委託契約と同等の人員配置を行う。

結論

- ・条例及び指定管理者業務仕様書に定められている基準を満たしていること。
- ・条例第3条に基づく事業についても積極的に計画されており、その事業運営に必要な実績について、これまでの自転車駐車場管理業務の受託により有している。
- ・施設管理にあたる従事者に対して、シルバー人材センターが会員を対象とした指定管理運営に必要な研修会・講習会や新規会員向け研修会も実施されている。
- ・よって、条例の趣旨、目的について安定的な事業推進の実施が見込めるものであることから、公益社団法人箕面市シルバー人材センターを指定管理者候補者に選定する。